学　　則

１　開講の目的
高齢者の増大かつ多様化する福祉ニーズに対応した適切な介護を提供するため、必要な知識、技能を有する介護員の養成を図る。

２　研修事業の名称及び課程
生活協同組合コープあいち 介護職員初任者研修
通信課程 第23期　豊橋会場（介護職員初任者研修課程）

３　実施場所
コープあいち福祉サービス豊橋北（〒440-0043　豊橋市朝丘町132）

４　研修期間
令和７年８月１９日(火)より令和７年１０月２８日(火)まで
補講対象者については原則として８ヶ月以内で修了する事とする。

５　研修カリキュラム
別添1-1　研修日程表のとおり
教材　　一般財団法人長寿社会開発センター　三訂介護職員初任者研修テキスト

６　講師氏名及び職名：別添1-2　講師一覧のとおり

７　実習施設：別添1-3　実習施設一覧のとおり

８　研修修了の認定方法及び免除科目
・認定方法
全日程出席し、講義・演習科目毎、実習日毎のレポートの提出し、次の修了評価を行った上、基準に達したと認められた者に対して認定する。
（１）修了評価は、各科目別に各受講生の知識・技術等の習熟度を確認した上で評価を行う。
（２）全科目の研修終了後、筆記試験による修了評価を行う。
（３）評価基準は、次のとおり、理解度の高い順にA・B・C・Dの４区分とし、C以上で評価基準を満たしたものと認定する。評価基準を満たしていない場合は、必要に応じて補講等を行い再評価するなど、基準に達するよう努める。

・免除科目
（１）特別養護老人ホーム等の介護職員等としての実務経験を有する者
ア　対象者
「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係わる介護等の業務の範囲等について」（昭和６３年２月１２日社庶第２９号）別添２「介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等」に定める業務従事期間が３６５日以上であり、かつ１８０日以上介護等の業務に従事した者
イ　免除できる科目
１．職務の理解（６時間）

（２）平成２５年４月１日以降に「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定

めるもの」（平成１８年９月２９日厚生労働省告示第５３８号）第２号に掲げる研修（以下「居宅介護従事者養成研修」という。）の２級課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

ア　免除できる科目

７．認知症の理解（６時間）を除く全科目

９　**募集期間：**令和７年６月１９日(火)より令和７年８月１８日(月)まで

10　**受講資格：**生活協同組合コープあいちの組合員及びその家族とする。

11　**受講定員：**３０名

定員を超える応募があった場合は当組合への就労希望者を優先する

12　**受講手続**

受講希望者は、募集要項を熟読した上で、受講申込書に必要事項を記入し郵送にて申し込む。

13　**受講料、実習費等受講者が負担すべき費用**

授業料(テキスト代・実習費用等・消費税含む)　：　５５，０００円

14　**研修欠席者に対する補講の方法、上限時間及び補講に係る費用の取り扱い**

研修の一部を欠席した者でやむを得ない事情があると認められる場合については一割程度までに限り、修学年限内の補講の代替措置によって出席とみなすこととする。

〈補講費用〉

・レポート補講：1科目５００円

・対 面 補 講　：1時間当たり１，５００円が発生する場合があります

15　**研修の延期・中止等の不測（不慮）の事態における養成研修の継続及び苦情等に対する対応について**

・天災等または当組合の事情により研修の継続が困難な場合は、中止又は延期の処置をとる。

・中止の場合は当組合の責任において教育機関・介護員養成研修事業所を斡旋し研修の継続修了に最大限の処置をとる。また、斡旋先の介護員養成研修事業所では日程などの理由で受講不可能な場合は、受講費用全額を返金する。

・ 延期の場合は、開講時期を明確にして、早期に研修を再興する。

・ 苦情処理のため、下記記載の事務局に窓口を設け対応にあたるものとする。

・

事務局窓口	生活協同組合コープあいち　福祉事業支援部
窓口責任者	部長　間瀬伸彦
電話番号	０５２－７３４－２２６０
住　　所	名古屋市名東区猪高町大字上社字井堀 25 番地の 1

16　**本研修で知り得た個人情報は、本研修の関連業務以外には使用しません。**

17　**修了者について**

生活協同組合コープあいち理事長は、研修会修了者について、修了証番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を永年管理するものとする。また、研修修了者名簿は事業報告書と共に、終了後１ヶ月以内に県知事に提出され管理されるものとする。

18　本人確認について

本人確認を受講申込受付時又は初回の講義時において、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

・戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票の提出	・住民基本台帳カードの提示
・在留カード等の提示	・年金手帳の提示
・運転免許証の提示	・マイナンバーカード表面の提示
・パスポートの提示	
・国家資格を有する者については、免許証又は登録証の提示	
・資格確認書の提示（確認日において有効な健康保険証を含む）	

19　その他研修受講に係わる重要事項

下記に該当する者については、受講を取消すものとする。

（１）学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者。
（２）研修の秩序を乱し、その他受講生としての本分に反した者。
（３）その他、受講態度の悪い者など当生協が不適当と判断した者。